

再生可能エネルギーの電力系統接続に関する説明会（2024.1.23～24）にいただいた主なご意見と当社回答

資料「発電側課金の概要について」へのご意見

No.	ご意見・お問い合わせ	回答
1	市内で太陽光発電を計画している事業者がいるが、発電側課金の計算方法を知りたい。	試算の前提によりませんが、発電側課金の算定例を説明資料 P 6 に掲載しておりますので、ご参照ください。
2	資料 P 4 の 1 ポツ目に「具体的には、一般送配電事業者からは発電 B G に属する発電者へ直接請求せず、発電 B G の代表者（＝発電契約者）経由でお支払いいただくことが基本となる。」との記載がありますが、請求と支払いに関するイメージは下記の認識でよいか。 【請求】 一般送配電事業者（請求）→発電 B G 代表者（請求）→発電者 【支払】 一般送配電事業者←（支払）発電 B G 代表者←（支払）発電者	ご認識のとおりです。発電側課金の支払い方法については、国の審議会※において、「発電 B G に属する発電者については、発電 B G の代表者経由で発電側課金を支払う」と整理されています。 発電 B G 代表者・発電者間のご請求・お支払に関する詳細につきましては、発電 B G 代表者さま（発電契約者さま）・発電者さまの間でご相談ください。 ※制度設計専門会合 2023年4月 発電側課金について 中間とりまとめ P30 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/20230420001.pdf